

飛騨・世界生活文化センターに関する県回答書の記載内容についての

公開質問書(事実確認および見解照会)

令和7年12月25日

岐阜県知事 江崎禎英 様

岐阜県 観光文化スポーツ部文化創造課 御中

飛騨・世界生活文化センター利用者、関係者

および現時点での賛同者 有志一同

平素より飛騨地域の文化振興・施設運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

私たち「飛騨・世界生活文化センター利用者、関係者、賛同者有志の会」は、岐阜県より令和7年12月19日に文書回答いただいた「抗議および要望書」に関するご対応に感謝申し上げるとともに、今後の冷静な対話と協議に資するべく、以下の点について事実確認と見解の明示をお願い申し上げます。いずれも、県の回答に記載された数値や表現に対し、利用者の立場から具体的な根拠や内訳を確認したいものです。

なお、年末年始の閉庁期間を挟む時期であることは十分承知しておりますが、県において第2回説明会を1月下旬に予定されていることを踏まえ、利用者として事前に論点整理を行う必要があると判断いたしました。そのため、業務日程にご配慮申し上げつつ、令和8年1月14日(水曜日)までに書面でのご回答をお願いするものです。

各質問は独立した事実確認であり、可能な限り個別に具体的な回答をお願い申し上げます。



【質問事項】

1. 利用者数の記述について

県の回答書にて「利用者数は右肩下がり」との記載がありますが、コロナ禍による減少を経て、令和4年度以降は回復傾向にあり、昨年度から利用者数は上昇傾向にあると認識しております。よって以下の点をご回答ください。

- (1) 開館初年度～令和6年度の利用者実績（年度別）の具体的数値
- (2) 「右肩下がり」とした判断の根拠となるデータや比較軸の提示

2. コロナ禍後の利用形態の変化と県の方針との整合性について

県の回答書では、「利用者数が減少していること」を理由の一つとして施設の方向性見直しに言及されています。

しかしながら、令和2年度以降、各種大会・会議・講演等の開催形態は、全国的に現地参加とオンライン参加を組み合わせた“ハイブリッド方式”へと変化しており、単純な来館者数の比較では施設の実質的な活用実態を測れない時代に入っていると考えます。

加えて、県自身も飛騨センター内に4Kカメラ等の映像配信機器を導入し、配信型利用の拡充に取り組んでいる実績があると承知しています。これは県としても時代に即した活用へシフトしていることの現れであり（岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画）、単なる入館者数のみに基づく評価や判断とは矛盾するのではないのでしょうか。

つきましては、以下の点についてご説明ください：

- 1) 利用者数の推移を評価するにあたり、コロナ禍およびその後の社会的変化をどのように補正・考慮しているのか
- (2) 映像配信対応など、県が導入した設備や予算措置は、施設継続方針との整合的な活用としてどのように評価されているのか
- (3) 「人数の多寡」ではなく、「地域の中核施設としての役割」や「活用形態の多様化」に着目した指標を今後検討する可能性があるかどうか

3. 「ピークの半分程度」という表現について

回答書には「ピーク時の半分程度の利用者数」とありますが、平成 23 年度のピークが約 56 万人で、令和 6 年度の実績が約 31 万人であるとすれば、半分（＝28 万人）ではなく 55%以上であり、「半分程度」とする表現は適切でないと考えます。

この表現の根拠と意図をご説明ください。

4. 国際会議施設としての仕様表現について（指定管理者へのヒアリングから）

「国際会議にも対応可能な機能を備えている」との記載について、当施設の同時通訳機器のヘッドセットは 10 台程度（開館当初から）と伺っております。これは現在の一般的な国際会議基準（多言語対応・数百台の通訳機器）とは大きく乖離があり、県の記載は誤解を招く可能性があると考えます。

この表現の妥当性と、想定している「国際会議の規模と条件」についてご説明ください。また国際会議は我々利用者が容易に誘致できるものではなく、国際機関、国、県などの自治体、学術団体等が主体となって誘致するものであると考えます。

県の誘致活動内容と、実績を提示してください。実績がある場合、なぜ飛騨センターを会場としなかったのか、その根拠と意図をご説明ください。

5. 運営管理費「毎年約 3 億円」について

回答書には「今後の運営を展望する上で、毎年約 3 億円にも」との記載がありますが、現在の指定管理料は約 2 億 5 千万円前後（評価結果から）であり、残り 5 千万円分の内訳（維持管理費・施設補修費・共通経費など）が不明確です。

運営管理費「3 億円」の内訳を、令和 6 年度実績または予算ベースでの構成項目ごとに数値付きでご説明ください。

6. 運営期間延長の「検討」の位置づけについて

県の回答書において、「当面年度末（令和9年3月末）まで延長できるよう検討してまいります」との記載がありました。

しかしながら、これは延長を既に決定したものなのか、あるいは今後の条件によって実現できない可能性がある検討中のものなのか、表現が曖昧であり、利用者側として具体的な見通しを立てにくい状況です。

つきましては、以下の点について明確なご回答をお願い申し上げます。

- (1) 「検討してまいります」とは、延長の方針決定済みなのか、それとも未定であり確約できない段階なのか
- (2) 令和9年3月末までの延長実現に向けて、県として今後行う予定の具体的措置・時期・関係機関との調整内容
- (3) この期間延長が実施されないリスクがあるとすれば、その理由や条件についても併せてご説明ください

7. 今後の運営方針決定に向けた「協議体」設置について

県の回答書では「その後の運営については、サウンディングの状況や県の財政的見地、地元自治体や関係者のご意向、代替施設の確保状況などを踏まえつつ、そのあり方を検討してまいりたい」と記載されていますが、具体的にどのような手順・場で検討するかが明記されておらず、関係者が関与できる道筋が不透明です。

つきましては、以下の点について明確なご回答をお願いいたします：

- (1) 今後の施設運営方針、サウンディングの応募内容を検討・決定するにあたって、利用者・市・県など関係者が参加する協議の場（協議体）を設置する予定の有無
- (2) 仮に協議体を設置しないのであれば、関係者の意見をどのような形で意思決定プロセスに反映させるのか、その方法
- (3) 協議体設置に向けた今後の検討スケジュールや手順がある場合は、その概要

8. 「しかるべき方との協議の場」の具体内容について

県の回答書には、「来年1月下旬頃に第2回の説明会を予定しており、今後の進め方については、別途、しかるべき方との協議の場を設けさせていただきたい」と記載されています。

しかしながら、ここで言う「しかるべき方」や「協議の場」の具体的な定義・対象・目的が不明であり、利用者として参加可能な協議なのか、何について協議されるのか、判断がつきかねます。

つきましては、以下の点について明確なご説明をお願いいたします：

(1) 「しかるべき方」とは具体的にどの立場・団体・機関を想定しているのか

(例：高山市？地元団体？有志の会？)

(2) 「協議の場」とは、いつ頃、どのような形式（非公開／公開、議事録の有無等）で開催を予定しているのか

(3) その協議の目的と想定している主な議題（運営期間、今後の活用、サウンディング、役割分担など）

(4) 利用者団体もその協議に正式参加できるのか、または傍聴や意見提出などの機会があるのか

9. サウンディング調査の開始と議会説明に関する手続きの順序について

私たちが要望書において「サウンディング調査の中止」を求めた趣旨は、サウンディングという手法そのものを問題視したのではなく、その前提として、利用制限、利用停止や施設の運営方針転換という重大な事項が、議会への説明なしに先行的に進められたことへの異議にあります。

県は「将来的に条例改正などの手続きが必要となる重要案件であることから、本年12月15日に開催された県議会企画経済委員会において、本調査の実施について正式に報告した」との記載をされていますが、報告の有無ではなく、説明の時期・順序が正当だったかどうかの問題とを考えています。

つきましては、以下の点についてご説明をお願いいたします：

(1) 本件に関する「利用制限、利用停止」または「民間活用への転換」という方向性が庁内でいつ頃決定されたのか、内部決定の時系列

(2) それら方針に基づくサウンディング調査が、議会に説明される前に先行した理由とその正当性

(3) サウンディングという「手法」の説明ではなく、その背景にある運営方針の見直しそのものについて、県は議会にどの段階で説明・諮問する責任があると考えているか

(4) 議会からの異論や指摘があった場合、その意見を調査や方針にどう反映させていくかのルールや枠組み

10. 「抗議の趣旨」への回答が記載されていない件について

県の回答書には「抗議の趣旨に記載の事項については、関連があることから要望事項への回答に県の考え方を一括して記載させていただいております」との記載があります。

しかしながら、当方が提出した抗議文中の個別の趣旨の、特に「地域文化・教育・地域振興・災害対応への影響」「岐阜県職員倫理憲章 文化創造課実行計画について」について、回答書内で該当箇所を確認することができません。

つきましては、以下の点についてご回答ください：

- (1) 「抗議の趣旨」に記載された各項目について、回答書内のどの部分が該当するのか、具体的にご教示ください（段落など）
- (2) 要望事項とは別個に示された「抗議の趣旨」について、県として個別の認識や見解を有しているか否か
- (3) 仮に「抗議の趣旨」に関する直接的な回答を省略した理由がある場合、その理由

11. 「抗議および要望書の提出を受けたことは誠に残念に感じております」との記述について

県の回答書には、「抗議および要望書の提出を受けたことは誠に残念に感じております」との記述があります。

しかしながら、そもそも今回の事態は、令和8年10月以降の施設利用停止、方針転換が利用者への事前説明・協議もないまま一方的に公表されたことに起因するものであり、責任の所在は県側にあると考えています。

その状況下で「抗議や要望の提出が残念」という趣旨の表現が用いられたことは、利用者による正当な意思表示が否定的に受け取られかねない表現であり、利用者として強い懸念を抱いております。

つきましては、以下の点についてご説明ください：

- (1) この「残念に感じております」という表現は、どのような趣旨で使用されたのか（利用者の行動に対するものか、事態そのものに対するものか）
- (2) 抗議および要望書の提出という行為が、県の見解においてどのような位置づけとなっているのか（制度上・住民参加の視点から）
- (3) 今回の混乱の発端は県の説明不足・手続き順序によるものであるという認識の有無

質問事項は以上

【要望事項】

上記質問に関し、令和8年1月14日（水曜日）までに書面でのご回答をお願い申し上げます。

また、本内容およびご回答は、今後の利用者説明会や報道機関への提供、関係自治体との意見交換においても活用させていただきますことを、あらかじめご承知おきください。

事実に基づいた協議と合意形成のため、透明性の高いご対応を何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、私たちは一貫して「対話と協議」を重視しており、決して対立や対決を望むものではありません。

ただただ、飛騨・世界生活文化センターをこれからも地域の拠点として、今まで通り活用させていただきたい——その一点のみを願い、今後も冷静かつ誠実に協議の場を築いてまいりたいと考えております。

以上

【窓口・仮事務局】

大萱真紀人（高山市民吹奏楽団団長）

E-Mail

Fax